

仕様書

1. 委託業務の名称

「自動運転車の社会実装に向けた長崎版 AI 診断手法の検証事業」業務委託

2. 業務の目的

本業務は、AI 駆動型の先進モビリティの社会実装を見据え、タクシー等の既存車両を活用した走行データの収集・分析等を通じて、長崎県等の地方における自動運転車の実装に向けた国の制度構築に資するとともに、県内における受入体制及び運用スキームの整備を図ることを目的とするものである。

3. 履行期限

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4. 業務の実施場所

長崎市ほか

5. 業務にあたっての前提条件

- ・本業務は、自動運転車の技術的な走行実証を目的としたものではなく、デスクトップリサーチのみで完結するものでもない。既存車両による実走行データの取得・分析と AI を活用した高度な検証を通じて、将来的に多様な事業者が長崎県へ進出し、地域交通の最適化及び関連産業の活性化等につながるような実装基盤を整理するものである。
- ・自動運転車とは、「End-to-End モデル」を指すが、「ルールベースモデル」を排除するものではない。
- ・長崎県では、自動運転車の社会実装のためには、「エリア単位での走行環境条件(ODD)認証基準の明確化」及び「AI による一次判断を前提とした例外管理型監視の許可」が必要であると考えており、本業務の成果は、これらについて、国と協議する際の根拠となるものである。よって、本県に納品する成果は、Raw Data そのものではなく、今後の国等との協議に必要な分析結果（長崎版 AI 診断手法の検証結果）である。
- ・車両を所有するデータ収集協力事業者との調整は県が実施する。
- ・受注者が保有または本業務以外で収集するデータ及びノウハウ等については受注者に帰属するものとし、県はこれを妨げないものとする。ただし、受注者は県からデータ等の提供等を求められた場合は、原則として協力すること。
- ・データについて、個人情報等が含まれる場合、受注者は関係法令及び県の指示を遵守し、適切に管理すること。なお、受注者の責めに帰すべき事由によりデータが流出した場合の一切の責任は受注者が負うものとする。また、県へ納品するものについては、匿名化するなど法的な処理を完了させておくこと。
- ・将来的な国事業との接続を見据え、AI 診断手法の検証方法については、事前に本県のほか、国土交通省及び経済産業省等と協議しながら作業を進めること。
- ・自動運転車用の AI を開発している事業者と連携し、AI 診断手法の検証方法が有効であることを事前に検証すること。

6. 業務内容

受注者は、次に掲げる業務を行うこととするが、受注者からの提案を踏まえ、県と緊密かつ十分に協議して決定する。

(1) 基本方針及び実施計画の整理

本業務の目的達成に向けた全体方針、検討の進め方、関係主体との連携の考え方及び実施スケジュールなどを整理する。

(2) 自動運転車の動向調査

国内外における自動運転車の技術、法制度及び実証等の状況を整理する。

(3) 実走行データの収集

長崎県が指定する車両にドライブレコーダーを搭載して実走行データを収集する。車両は、長崎市内10台以上を予定している。

データを保管するサーバー等は受注者が用意すること。

(4) 実装に必要な条件・データベース等の整理

国と連携のうえ、長崎県における自動運転車の実装に必要な条件及びデータベース等を整理する。

(5) 長崎版 AI 診断手法の検証

実走行データ等を AI で分析して診断手法を検証する。

(6) 将来的な展開を見据えた方向性の提示

長崎市等における将来的なテスト実走及び国の関連事業への接続を見据え、次年度以降の展開イメージを整理すること。

(7) 県内産業への波及効果の整理

自動運転車両そのものに限らず、運行管理、通信、データ分析、監視、保守及び IT 連携など周辺事業への県内企業の参入可能性などを整理すること。

(8) 関連資料の作成

県庁内協議、地元協議及び関係者説明等に活用できる資料を作成すること。

7. 業務の実施体制

(1) 受注者は、本業務を適切に遂行するための業務運営体制を確保し、業務にかかるスケジュール・実施体制を示す資料を提出すること。

(2) 受注者は、本業務の遂行を総括するプロジェクトマネージャーを定め、県との円滑な事業進行管理及び意思疎通に努めること。また、各業務内容に精通する従事者を確保すること。

(3) 受注者は、業務遂行にあたり、県の求めに応じて随時、進捗状況の報告を行うこと。

(4) 受注者は、契約期間を通じて、県と緊密な連携・調整を図り、必要に応じて関係者との打ち合わせに参加するなど、業務遂行がスムーズに行われるよう配慮すること。

(5) 受注者は、本業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。また、本業務の一部については第三者に委託することができるが、この場合は再々委託までとし、受注者は再(々)委託先及び委託の範囲について書面により県の承認を得なければならない。

8. 成果物等

本業務の成果物について、以下のとおり納品すること（成果物の著作権および所有権は、県に帰属するものとする。ただし、受注者が本業務とは別に収集・保有するデータ等は除く）。

ただし、本業務に当たり、個人情報及び第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託事業者の費用をもって処理するものとする。

(1) 成果物一覧

名称	内容	提出期限
① 業務完了報告書	様式第1号	令和9年3月31日
② 実施計画書	本業務の実施スケジュール、実施方法、実施体制等をまとめたもの	契約後14日以内
③ 中間報告資料	実装に必要なデータベース等を国と協議するための資料	長崎版 AI 診断手法の検証に着手するまで
④ 長崎版 AI 診断手法の検証結果	実走行データ等を AI で分析したもの	令和9年3月31日 ※サンプルは随時
⑤ 最終報告書	次年度以降の展開イメージ及び県内産業への波及効果など	令和9年3月31日
⑥ 関連資料	要約資料及びプレゼンテーション資料	令和9年3月31日 ※随時

(2) 提出方法
電子データ

(3) 提出先
長崎県企画部デジタル戦略課

9. 検収完了要件

全ての業務について、県の確認を完了のうえ、上記に定める成果物を全て納入し、納入期限までに県が実施する検査に合格しなければならない。

10. 支払い条件等

本業務に係る経費は、業務を完了し、検査した後に支払うものとする。

11. 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受注者は、本業務の実施にあたり関連する法令などを遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受注者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、本業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議の上、本業務の一部を委託することができる（7（5）参照）。

(3) セキュリティ対策

受注者は、本業務のデータ管理を行うにあたり、「長崎県情報セキュリティ基本方針」を遵守すること。

(4) 個人情報保護

受注者は、本業務を行うにあたり、個人情報を取り扱う場合には、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

(5) 守秘義務

受注者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的で利用することはできないこととする。また、本業務終了後も同様とする。

(6) 暴力団の不当介入における通報等

①妨害又は不当要求に対する通報義務

受注者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者などから事実関係や社会通念などに照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。

②履行期間の延長変更の請求

受注者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に本業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長変更を請求することができる。

(7) 立入検査等

県は、本業務の執行適正を期するために必要があるとき、受注者に対して報告させ又は事務所に立ち入り、関係帳簿類その他物件を検査させ、若しくは関係者に質問を行う場合がある。

12. 業務の継続が困難となった場合の措置について

県と受注者との契約期間中において、受注者による業務の継続が困難となった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 受注者の責に帰すべき事由により本業務が困難となった場合

県は、受注者の責に帰すべき事由により本業務の継続が困難となった場合、契約の取消しができる。この場合、県に生じた損害は、受注者が賠償するものとする。なお、次期受注者が円滑かつ支障なく当業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。

(2) その他の事由により本業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、県及び受注者双方の責に帰することができない事由により本業務の継続が困難となった場合、本業務の継続可否について協議するものとする。また、一定期間内に協議が整わない場合は、それぞれ事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。なお、契約期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受注者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を延滞なく提供することとする。

13. その他

(1) 本業務の成果品に係る著作権（作成の過程で作られた素材等の著作権も含む）及びその権利は全て県に帰属するものとする。また、県は成果物等の全てについて、業務に必要な範囲で改変し、又は二次利用する権利を有するものとする。

(2) 成果品及び構成要素に含まれる第三者の著作権、商標権、その他の権利については書面で許諾を取得するとともに、県に書面で報告すること。また当該費用も見積額及び契約額に含めること。

(3) また、既存の著作物に関して、県が当該部品等を利用する場合、若しくは外部サーバーにアップロードする場合は、受注者は当該著作物の権利者に対し、二次使用权等の承諾を得ること。

(4) 本業務の履行場所における事務什器等の事務環境は受注者の負担で用意するものとし、電話等の通信費用及び用紙等の消耗品等についても受注者の負担とする。

(5) 県は、本業務に必要なデータ及び資料を受注者に提供する。

なお、万が一、紛失、破損等が生じた場合は、すみやかに県に報告するとともに、受注者の責任において対処すること。

- (6) 成果物に重大な誤りがあった場合は、速やかに県へ報告するとともに、受注者において修正、再制作等の必要な処置を講じること。なお、受注者は、責任の所在を明らかにするため、データの入手先や校正記録、担当等を記録しておくこと。
- (7) 本仕様書に記載のない事項又は業務上疑義が発生した場合は、県と受注者で双方協議して決定するものとする。ただし、軽微な事項については、県の指示に従うものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な取得)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(事業所内からの個人情報の持出しの禁止)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、乙の事業所の外に持ち出してはならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第6 乙は、甲が指示したときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、甲が承諾したときを除き、この契約による業務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾したときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、自ら行うものとし、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。

3 乙は、再委託先の第1項に規定する事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

4 乙は、本件委託事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による業務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すとともに、消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(業務に従事している者への周知)

第10 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても、当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該業務の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

(管理・実施体制)

第11 乙は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、管理責任者を特定し、内部における管理体制及び実施体制を確保して業務に従事させなければならない。ただし、この契約により取り扱う個人情報が特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）に該当する場合は、乙は、この契約による業務に従事する者及びその管理責任者（以下「従事者等」という。）を特定し、その管理及び実施体制について、甲に書面で報告しなければならない。なお、当該報告をした後にその内容が変更になった場合も同様とする。

(従事者等に対する教育)

第12 乙は、従事者等に対し、個人情報の取扱いについての教育及び監督をしなければならない。

(特記事項の遵守状況の報告)

第13 乙は、甲から求めがあったときは、この特記事項の遵守状況について甲に対して随時又は定期的に報告しなければならない。

(検査)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の管理の状況について、随時検査することができる。

(事故報告)

第15 乙は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損等この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(派遣労働者の利用時の措置)

第16 乙は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合には、派遣労働者に、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第 17 甲は、乙がこの特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(個人情報の取扱いに関する罰則)

第 18 この契約による業務に関し、当該業務に従事している者又は従事していた者が、法第 8 章に規定される行為を行った場合は、当該業務に従事している者又は従事していた者及び乙に対し、同章の規定に基づき罰則が科せられる。

(特定個人情報の取扱いに関する罰則)

第 19 この契約による業務に関し、個人番号利用事務（番号法第 2 条第 11 項に規定する個人番号利用事務をいう。以下同じ。）又は個人番号関係事務（番号法第 2 条第 12 項に規定する個人番号関係事務をいう。以下同じ。）に従事する者又は従事していた者が、番号法第 9 章に規定される行為を行った場合は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務に従事する者又は従事していた者及び乙に対し、同章の規定に基づき、罰則が科せられる。